

議事日程(第4号)

平成30年3月20日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第3号 平成29年度うきは市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第2 議案第17号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第3 議案第18号 うきは市道路線の変更について
- 日程第4 議案第19号 第2次うきは市環境基本計画の策定について
- 日程第5 議案第20号 第3期うきは市地域福祉計画の策定について
- 日程第6 議案第21号 うきは市障がい者計画の策定について
- 日程第7 議案第22号 うきは市営住宅等長寿命化計画の策定について
- 日程第8 議案第24号 市有財産の無償譲渡について
- 日程第9 議案第25号 市有財産の貸付けについて
- 日程第10 議案第26号 うきは市専用水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第29号 うきは市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第30号 うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第7号 平成30年度うきは市一般会計予算
- 日程第14 議案第8号 平成30年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第15 議案第9号 平成30年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第16 議案第10号 平成30年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第17 議案第11号 平成30年度うきは市立自動車学校特別会計予算
- 日程第18 議案第12号 平成30年度うきは市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第19 議案第13号 平成30年度うきは市下水道事業特別会計予算
- 日程第20 議案第14号 平成30年度うきは市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第21 議案第15号 平成30年度うきは市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第22 請願第1号 (仮称) 新生涯学習センター建設に伴う発注について
- 日程第23 陳情第2号 (平成29年継続審査分) うきは市議会基本条例第7条の見直し・改善等について
- 日程第24 陳情第2号 「うきは市議会基本条例第7条に関する件」

- 日程第25 陳情第3号 うきは市議会基本条例第7条改正に際しての改正（提案）理由の説明・公表の履行について
- 日程第26 追加議案上程 発議第1号1件、意見第1号から意見第2号まで2件
- 日程第27 発議第1号 うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 意見第1号 慎重な憲法論議を求める意見書（案）の提出について
- 日程第29 意見第2号 労働者の声を踏まえた真の「働き方改革」の実現を求める意見書（案）の提出について
- 日程第30 諸報告

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第3号 平成29年度うきは市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第2 議案第17号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第3 議案第18号 うきは市道路線の変更について
- 日程第4 議案第19号 第2次うきは市環境基本計画の策定について
- 日程第5 議案第20号 第3期うきは市地域福祉計画の策定について
- 日程第6 議案第21号 うきは市障がい者計画の策定について
- 日程第7 議案第22号 うきは市営住宅等長寿命化計画の策定について
- 日程第8 議案第24号 市有財産の無償譲渡について
- 日程第9 議案第25号 市有財産の貸付けについて
- 日程第10 議案第26号 うきは市専用水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第29号 うきは市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第30号 うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第7号 平成30年度うきは市一般会計予算
- 日程第14 議案第8号 平成30年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第15 議案第9号 平成30年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第16 議案第10号 平成30年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第17 議案第11号 平成30年度うきは市立自動車学校特別会計予算
- 日程第18 議案第12号 平成30年度うきは市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第19 議案第13号 平成30年度うきは市下水道事業特別会計予算
- 日程第20 議案第14号 平成30年度うきは市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第21 議案第15号 平成30年度うきは市浄化槽整備事業特別会計予算

- 日程第22 請願第1号 (仮称) 新生涯学習センター建設に伴う発注について
- 日程第23 陳情第2号 (平成29年継続審査分) うきは市議会基本条例第7条の見直し・改善等について
- 日程第24 陳情第2号 「うきは市議会基本条例第7条に関する件」
- 日程第25 陳情第3号 うきは市議会基本条例第7条改正に際しての改正(提案)理由の説明・公表の履行について
- 日程第26 追加議案上程 発議第1号1件、意見第1号から意見第2号まで2件
- 日程第27 発議第1号 うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 意見第1号 慎重な憲法論議を求める意見書(案)の提出について
- 日程第29 意見第2号 労働者の声を踏まえた真の「働き方改革」の実現を求める意見書(案)の提出について
- 日程第30 諸報告

---

出席議員 (15名)

1番 岩淵 和明君	2番 鑓水 英一君
3番 熊懷 和明君	4番 中野 義信君
5番 佐藤 湛陽君	6番 上野 恭子君
7番 江藤 芳光君	8番 伊藤 善康君
9番 諫山 茂樹君	10番 岩佐 達郎君
11番 大越 秀男君	12番 高山 敏枝君
13番 三園三次郎君	14番 藤田 光彦君
15番 櫛川 正男君	

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局 長 熊懷 洋一君	記録係長 浦 聖子君
記録係 伊藤 諒平君	

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	今村 一朗君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	石井 好貴君
総務課長	楠原 康成君	会計管理者	田邊 敏文君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長			瀧内 教道君
企画財政課長	中野昭一郎君	税務課長	山崎 秀幸君
徴収対策室長	白石 孝博君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長			安元 正徳君
生涯学習課長	瀧内 英敏君	監査委員事務局長	樋口 秀吉君
保健課長	原 廣正君	福祉事務所長	梶原 康宏君
住環境建設課長	江島 高治君		
農林振興課長兼農業委員会事務局長			松尾 正和君
うきはブランド推進課長			田籠 正規君
水資源対策室長	高木新一郎君	学校教育課長	権藤 精二君
浮羽市民課長	山田 昭紀君	自動車学校長	高木 慎君
総務法制係長	宮崎 哲工君	財政係長	高瀬 将嗣君

---

午前9時00分開議

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めまして、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで、住環境建設課長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） おはようございます。住環境建設課の江島でございます。冒頭ではございますけれども、議案第22号うきは市営住宅等長寿命化計画の修正についてお願いするものでございます。

お手元のほうに正誤表をお配りさせていただいております。

計画書の1ページ、「2. 計画の位置づけ」の2行目になります。

本文中で、「うきは市総合計画を上位計画とし、「高齢者保健福祉計画」、「財政計画」等との整合性を踏まえた上で、」という文章の中で、「地域福祉計画」と表記をすべきところを「高齢者保健福祉計画」と表記をしておりました。今回の修正につきまして、確認ができましたことにつきまして、深くおわびを申し上げます。また、製本が終わりましたら、議員の皆様方には配付をさせていただきますので、よろしく願いをしておきます。

○議長（榑川 正男君） 次に、市民生活課長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） おはようございます。議会初日に御指摘をいただきました、議案第34号国民健康保険条例の一部を改正する条例の字句につきまして、その後、近隣自治体等の状況を確認いたしましたところ、「市」の字句表記はございますので、お手元にお配りしております差しかえ分のとおり、「市町村」を「市」に字句の訂正をさせていただきますよう、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（榑川 正男君） では、お諮りします。ただいま市民生活課長より説明がありました議案第34号の件につきましては、字句の整理を要するものとして、会議規則第45条により、その処理を議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 異議なしと認めます。よって、議長に委任していただくことに決しました。

それでは、議案第34号につきましては、配付されています差しかえ文書のとおり字句の訂正を認めることといたします。

---

### 日程第1. 議案第3号

○議長（榑川 正男君） 日程第1、議案第3号平成29年度うきは市一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

本案の一部を総務産業常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、総務産業常任委員長長の報告を求めます。7番、江藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、当委員会のほうに付託を受けておりました審議の結果について御報告を申し上げたいと思います。

日程第1、議案第3号平成29年度うきは市一般会計補正予算（第6号）。

本案につきましては、総務産業常任委員会に付託されておりましたので、議案の審査結果を御報告申し上げます。

当委員会では、石井市長公室長を初め、所管課長及び係長に出席を求め、歳入に係る費目の趣旨、内容、係数を精査し、歳出に当たっては具体的な執行計画及び費用対効果等について詳細にわたり審査を行いました。

審査では、この補正予算及び付託された事業計画、条例改正、特別会計ほかの議案におきまして、議決を要する事項にとどまらず、それぞれ関連する課題や今後の事業展開に向けて活発な論

議を行いました。この報告に当たりましては、議決に係る主な事項についてのみ御報告をさせていただきます。

まず、第2款総務費の8目企画費は、ふるさと納税の増収見込みにより報償費を増額するものであります。

質疑の中で、返礼品を発送する農家から赤字であるとの話について確認をいたしました。この件については、値段の設定は送料込みの値段を農家に決めてもらっているということでございまして、近い場所への返礼品の送付であるならば料金が安く利益率は高うございますが、逆に遠いと送料が高くなるので赤字ということもあり得るとのことです。

次に、16目地方創生推進費では、6次産業化研究開発・事業化支援センター建設に係る費用が増額されております。場所は、園芸流通センター、いわゆる選果場でございますが、消防団の操法大会が行われている場所の東側になります。この施設につきましては、既に運営を始めている鹿島市内の施設を参考に、加工品の試作をいたします個人やグループに有料で貸し出す施設にするということでございます。

質疑の中で、中村学園と提携してやっていくかにつきましては、そのとおりでございまして、現在、機材の選定などアドバイスをいただいているということでございます。また、鹿島市内の施設につきまして確認いたしましたところ、「海道しるべ」という施設で、現在までの2年間に50種類の加工品を試作した実績が報告をされております。

次に、第6款農林水産費では、山村振興基金について減額の理由を確認いたしました。例年申請があつておりました農業機械等に関する申請がなかったため、4分の3の減額になったということを確認いたしました。

次に、9款消防費では、戸別受信器の配布状況について確認いたしましたところ、転入手続きの際にお渡しをいたしておりますが、住所異動をせずに入居するアパートについては把握していないということでございました。先日の火災では放送がなく、場所が分からないといった意見が多うございますが、消防団員も加入している防災メールに登録をしてほしいという回答が再度なされたところであります。また、うきは消防署と浮羽出張所について、今後建てかえが行われるであろうということになると思いますので、この件については、今、田主丸の樋ノ口にありません消防署、それから、浮羽町山北にあります出張所、これを統合するような要望がなされたところでございます。

以上、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わらせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで総務産業常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

次に、本案の一部を厚生文教常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員長の報告を求めます。1番、岩淵厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（岩淵 和明君） それでは、ただいま議題となりました、議案第3号平成29年度うきは市一般会計補正予算（第6号）の厚生文教常任委員会に付託された部分について、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、委員会における審査の過程とその結果について報告いたします。

審査はそれぞれの担当課長・係長に出席いただき、詳しく説明を受け審査を行いました。

補正予算の款、項、目の内容については、その主な部分についてのみ報告いたします。

3款1項7目障害者対策費のうち、扶助費3,669万3,000円は、うきは市内外のグループホームやうきは市での就労支援施設開設等により、うきは市に住所を有する入所者が増加したことによる増額というものであります。

次に、3款1項8目介護保険対策費の県介護保険広域連合負担金の減額4,270万4,000円は、広域連合の次年度繰越金がふえたことにより、参加自治体への負担軽減をことし1月の広域連合議会で決定されものと説明を受けました。

3款2項2目児童措置費のうち、扶助費2,391万7,000円は、児童扶養手当と児童手当が決算見込みにより減額補正となったものであります。理由については、この間の出生数の減少ということでありまして、平成29年度は180人台に低下しているとの説明がありました。

それから、次に、3款2項5目民間保育所費の保育所整備事業費補助金2億4,634万3,000円は、遊林愛児園の建てかえに伴う県の補助がついたもので、事業者4分の1、県が幼稚園部分で2分の1、保育園部分で3分の2、うきは市が幼稚園部分で4分の1、保育園部分で12分の1、それぞれが負担し建設するもので、全額次年度への繰り越し明許するものであります。

なお、平成31年1月末に完成する予定とのことであります。

それから、次に、3款3項2目扶助費の減額補正2,300万円は、決算見込みによる減額となりますが、要保護世帯は微増の294世帯で、人数は少し減っておりまして、約430人程度で推移しているということでありました。世帯主の傷病による保護開始で医療扶助の増加、また高齢者が増加し介護扶助が増加しているとのことでありました。就労指導による収入の増加や年金調査による年金受給者がふえたことで、全体としては減額になったとの説明でありました。

10款4項7目生涯学習センター建設費の減額615万3,000円は、ムラおこしセンターの解体費用の執行残によるものですが、以前から当委員会で建設車両やイベントなどでの駐車場が今後不足するのではとの懸念を指摘してきた経過があり、隣接のプール解体を行い駐車場確保等に使いなかつたのか、予算管理に対する意見が出されておりましたが、対策として、本庁舎東側に新たに職員がとめる駐車場を整備しているとのことでありました。

以上、各項目について慎重審査を行い、全会一致で原案どおり可決するべきものと決しましたので報告いたします。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 報告が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これから議案第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

## 日程第2. 議案第17号

## 日程第3. 議案第18号

○議長（榎川 正男君） 日程第2、議案第17号辺地に係る総合整備計画の変更についてと、日程第3、議案第18号うきは市道路線の変更については、総務産業常任委員会に付託をしていました。審査の経過及び結果について、一括して総務産業常任委員長の報告を求めます。7番、江藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、ただいま議題となりました日程第2、第3について一括して御報告を申し上げます。

まず、議案第17号辺地に係る総合整備計画の変更についてでございます。



辺地に係る総合整備計画の変更につきましては、平成30年度に実施する事業を辺地に係る総合整備計画に組み込むことで、辺地債を活用するものでございます。

このうち、元有簡易給水施設工事について内容を確認いたしました。これは、横向きにボーリングを行い伏流水を取り込むということでございます。また、現在の所管課がうきはブランド推進課になっていることについて確認をいたしました。他市町村は企画部署が所管しているところもございますが、地域振興の面から、うきはブランド推進課で担当しているということの説明を受けて、了解をいたしたところでございます。

次に、議案第18号うきは市道路線の変更についてでございます。

本件につきましては、今回の市道路線の変更場所につきまして、調音の滝横から上る三重毛線と林道の接合部分であります。これは、新設や改良されるものではございませんで、市道に認定していなかった部分の認定ということでございます。

市道路線につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、2件ともに異議なく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わらせていただきます。

○議長（榎川 正男君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は、議案番号を言って質疑をお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第17号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第18号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

日程第4. 議案第19号

日程第5. 議案第20号

日程第6. 議案第21号

○議長（櫛川 正男君） 日程第4、議案第19号第2次うきは市環境基本計画の策定についてから、日程第6、議案第21号うきは市障がい者計画の策定については、厚生文教常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、一括して厚生文教常任委員長の報告を求めます。1番、岩淵厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（岩淵 和明君） それでは、ただいま議題となりました、議案第19号から21号までになりますけれども、報告をさせていただきます。

議案第19号第2次うきは市環境基本計画の策定について、それから、議案第20号第3期うきは市地域福祉計画の策定について、議案第21号うきは市障がい者計画の策定について、それぞれの計画について、厚生文教常任委員会に付託されておりましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、審査の経過と結果について報告いたします。

審査は、所管の担当課長、係長の出席をいただき、詳しく説明を受けております。

まず、議案第19号第2次うきは市環境基本計画の策定については、第2次うきは市総合計画に基づいて、環境をめぐるうきは市のまちづくりについて、平成30年度から10年間の目標となります。5年程度で見直しを行うとするとして、循環型社会構築、生活環境の向上、うきは市の持つ歴史的環境や公園、緑地等の環境維持、そして水辺や動植物等の自然環境保全を対象とするものであります。

今回の計画は、うきは市が持つ自然豊かなふるさとを未来につないでいく事を念頭にした取り組み計画となっており、地下水の保全や生物多様性の保全等も基本施策に上げられており、市民の理解を深めることと、参画を得ながら取り組みができるよう、期待をするものであります。

質疑では、各施策の主な取り組みが複数の部署になることから、横串を入れて実施すること、推進体制を明確にすること、農林振興課所管の多面的機能支払交付金の事業なども取り組みに追記してはどうかなど質疑が出され、実施計画の中で具体化を図るよう執行部に申し伝えました。

次に、議案第20号第3期うきは市地域福祉計画の策定については、うきは市の少子・高齢化、人口減、老老介護の進行など、地域での相互扶助の考え方が重要になってきております。

うきは市が進める地域包括ケアシステム構築に向けた協議の場では、さまざまな意見要望が出され、地域住民が主体的に解決を図られるよう、介護福祉関連の施設や企業、団体等を交え、地域づくりに取り組んでいます。

また、子供たちの生活困窮に対するネットワークづくりも始まったばかりであります。今回の地域福祉計画は、具体化してきた地域見守りネットワークのさらなる構築の取り組みと、新たに、子供の貧困対策や生活困窮者へのサポートへの取り組みが計画化されています。

質疑では、計画のスケジュール管理と検証を行い、市民への広報周知を図るなど、実績検証を行うように意見が出されています。

次に、議案第21号うきは市障がい者計画の策定については、第5期障がい福祉計画と、新たに障がい児福祉計画を含めた計画で、地域福祉計画と整合を図り作成されたものとのことであります。

うきは市の障がい福祉サービスは、施設入所者の高齢化が進み支援が必要となっている一方、確実に就労継続支援A型、B型と放課後デイサービスの利用が増加し、ノーマライゼーションの理念が進行していることが伺え、うきは市の公共施設等でのバリアフリー化が求められています。

質疑では、バリアフリー新法に基づく施策要望と、ことし4月から障害者の法定雇用率が引き上げられることを踏まえ、うきは市の法定雇用率が守られているかなどの意見が出されました。

以上、いずれの計画についても、全会一致で可決することに決しましたので報告いたします。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

委員長への報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は、議案番号を言って質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 相当の時間を要して審議されたというふうに認識をいたします。

それで、まず何番ですかね、議案第19号環境の基本計画。本会議の質疑の中でも何点か質疑をさせていただいておりました。この案件については10年計画でございますけれども、いわゆる地方創生うきは市ルネッサンス総合戦略の基を成す一つの計画になります、環境の問題はですね。

それで、本会議で申し上げとったのは、例えば、この計画に出てくる不法投棄の問題。この計画をスタートするに当たっては、今度トンネルができるけど、あの周辺にある粗大ごみのあれをまず取り組むべきだということを本会議で申し上げておりました。ほかにも、河川のしゅんせつの問題、そういう基本的なものやらん限りは、立派な計画書ですけれども、実効性が伴うかどうか大きな視点になります。その点の話し合いと具体化がそこでなされたのかどうか。全てじゃありませんけれども、要点的にですね。それが1点です。

それから、次の案件の福祉計画、包括ケアも非常に現実的な対応が迫られてきております。

これも本会議で申し上げましたけれども、答弁を聞いていますと、自治協議会のほうにモデル的にやっていると、大いに結構なことです。でも、やっぱりこれを具現化していくためには、158の区の中に入り込んでいかに限りは、幾ら自治協議会と話しても、もう人間がころころ変わっていく現状を考えると、また常にゼロに戻ってしまっただけでは、効果が上がらないと、そういうことから、これは補正予算、新年度予算ですかね、社協のほうに委託をされて、その活動を展開していくということの質疑もありましたけど、その辺を御議論もいただいていると思いますが、そこをきちっと押さえておかないと、形式的に終わってしまうんじゃないかという懸念を持っていますので、その辺について御議論があったかどうかの確認をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（榎川 正男君） 岩淵厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（岩淵 和明君） 今御指摘いただいた点については、本会議上でもあったというふうに記憶しております。

まず、環境基本計画についてですけれども、不法投棄及び河川の改修関係については、御指摘のとおり点があるかというふうに思います。

意見としては、全体としてはありましたけれども、個別具体的な施策については、先ほども申し上げましたけれども、具体的な個別計画の中で実施していくものというふうに承知しております。そういう点では、さっき言いましたけれども、具体策のところできちんと計画に乗せてくれるということの要望は議論の中ではありました。そのことだけは報告しておきます。

それから、福祉計画については、先ほどおっしゃったように、実際に第一層の場ということで話し合いが行われております。ただ、全体としては、まず全部の行政区で話し合われているわけではなくて、まずその先例をつくっているという段階だというふうに思っています。そういう意味では、まだまだそこに来られる方あるいは参画いただいている方の裾野をどう広げるかという問題も大きな課題ではあるというふうに思っています。したがって、福祉計画そのものを具体化するに当たって、今の段階をどう引き上げていくのかということがより重要だなというふうに認識しております。

委員会の中では、現在の福祉計画についての進行状況について議論はしましたけれども、具体的な指摘事項というのは少なかったのかもしれませんが、ただ、おっしゃっておられる点は、逆に非常に重要な話だというふうに思いますので、引き続き委員会として調査対象として進めていきたいというふうに考えます。

以上であります。

○議長（榎川 正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第19号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第20号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第21号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

日程第7. 議案第22号

日程第8. 議案第24号

日程第9. 議案第25号

日程第10. 議案第26号

○議長（榎川 正男君） 日程第7、議案第22号うきは市営住宅等長寿命化計画の策定についてから、日程第10、議案第26号うきは市専用水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてまでは、総務産業常任委員会に付託をしていました。審査の経過及び結果について、一括して総務産業常任委員長の報告を求めます。7番、江藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、ただいま議題となりました日程第7から日程第10までを一括して御報告を申し上げます。

まず、議案第22号うきは市営住宅長寿命化計画の策定についてであります。

本件につきましては、今後10年間の計画を定めるものでございます。

質疑では、市営住宅への応募が多いのかにつきましては、比較的新しい市営住宅への応募は年間に60人から70人あっているということでございます。また、山間部の市営住宅の払い下げにつきましては、毎議会質疑があっておりますけれども、共同利用している部分の運用などの協議が必要とされまして、数年前に提示した払い下げの価格が高かったこと等、住民はなかなか決められないという状況の説明がございました。

今後につきましては、住宅数は現在の入居数の410戸で計画しております。国は公営住宅の集約やPFI方式に重点を置いて交付金を出している状況なので、高見、兎渡島団地は集約化を、西隈ノ上団地はPFI方式を検討しているとのことでした。また、民間の空き家への入居を補助する国の方針も出されておるといことも説明の中で受けたところでございます。

次に、議案第24号市有財産の無償譲渡について、議案第25号市有財産の貸付けについて、議案第26号うきは市専用水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。一括して御報告を申し上げます。

この3件につきましては、旧雇用促進住宅であるビレッジハウスの専用水道施設について、給水施設建物を無償譲渡し、給水施設のある部分の土地を無償で貸し付け、あわせて専用水道条例からビレッジハウスの項を削除するものでございます。

質疑では、なぜ昨年できなかったかという質疑ございました。この件については、全国のうち西ブロック600件以上の物件を一括で事業者が購入、その際に駐車場施設や水道施設の買い上げにつきまして条件の提示がなく購入は困難との回答を受けたということでございます。水道施設につきましては、維持管理に使用料収入以上の費用がかかっており赤字が続いているため、無償で売却、貸し付けしても市にとっては負担軽減となる説明がございました。

以上の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わらせていただきます。

○議長（榎川 正男君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は、議案番号を言って質疑をお

願いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第22号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第24号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第25号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第26号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありません

か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（榑川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

**日程第11. 議案第29号**

**日程第12. 議案第30号**

○議長（榑川 正男君） 日程第11、議案第29号うきは市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと、日程第12、議案第30号うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、厚生文教常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について一括して厚生文教常任委員長に報告を求めます。1番、岩淵厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（岩淵 和明君） それでは、ただいま議題となりました、議案第29号うきは市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと、議案第30号うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、一括して報告させていただきます。

厚生文教常任委員会に付託されておりましたこの案件、審査の経過と結果についてですが、審査は、所管の担当課長に来ていただいて詳しく説明を受けました。

まず、議案第29号うきは市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定については、うきは市附属機関に関する条例に、うきは市認知症初期集中支援チーム検討委員会を加えるもので、平成29年10月から認知症初期集中支援チームを筑後吉井こころホスピタルに業務委託して設置していますが、認知症の相談にどのように応えるか、早期診断・早期対応する際の課題、また、認知症施策などの検討を、年2回程度、保健や福祉・医療関係者などで行うというものであります。

議案第30号は、29号に関連して費用弁償に関する条例にうきは市認知症初期集中支援チーム検討委員会委員を追加するもので、月額5,400円を費用弁償するというものであります。

質疑の中では、現状の認知症関係についての意見は出されております。いずれにしても、議案については全会一致で、原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

以上です。

○議長（榑川 正男君） 報告が終わりました。委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は、議案番号を言って質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]



○議長（榑川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第29号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第30号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

### 日程第13. 議案第7号

○議長（榑川 正男君） 日程第13、議案第7号平成30年度うきは市一般会計予算については、予算特別委員会に付託していただきましたので、審査の経過及び結果について、予算特別委員長の報告を求めます。14番、藤田予算特別委員長。

○予算特別委員長（藤田 光彦君） ただいま議題になりました、平成30年第1回市議会定例会に提案されました、議案第7号平成30年度うきは市一般会計予算の歳入歳出予算審査を、予算特別委員会に付託されておりました。

予算特別委員会では、3月12日から15日までの4日間にわたり審査を行いました。運営につきましては、高山副委員長とともに全力を尽くしてまいりました。

その結果、議案第7号平成30年度うきは市一般会計予算は、全会一致により原案どおり可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（榑川 正男君） 報告が終わりました。

質疑は全議員による予算特別委員会で審査しましたので、省略します。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第7号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

#### 日程第14. 議案第8号

#### 日程第15. 議案第9号

#### 日程第16. 議案第10号

○議長（榎川 正男君） 日程第14、議案第8号平成30年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算から、日程第16、議案第10号平成30年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算までは、厚生文教常任委員会に付託していただきましたので、一括して審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員長の報告を求めます。1番、岩淵厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（岩淵 和明君） ただいま議題となりました、議案第8号平成30年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算、議案第9号平成30年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第10号平成30年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算のそれぞれの特別会計については、厚生文教常任委員会に付託されていただきましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、議案第8号平成30年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算については、本年4月から、法改正により、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となる新たな仕組み、いわゆる県単位化ということですが、スタートいたします。

予算規模が前年より9億4,547万8,000円減額するなど、歳入歳出に係る科目の増減について、詳細な資料に基づき説明をいただきながら審査を行いました。

歳入は、国保加入者が転出や死亡、後期高齢者医療への加入などで減少し、前年の8,296人から7,828人に減少し、保険税の減少が見込まれること、国庫支出金で財政調整交付金や療養給付費等負担金、国県の高額医療費共同事業負担金及び共同事業交付金が、制度改正により県に移行することになり、新たに県より保険給付費等交付金が交付されることとなります。

今回の予算は、法定外繰り入れをしない予算となっております。

一方、歳出は共同事業拠出金や後期高齢者支援金などの負担が県に移行すること、新たに県に対し保険税相当額程度の国保事業費納付金を納めることとなります。国保会計については滞納額が多くあることから、確実な徴収業務を遂行することが求められております。

厳しい国保財政の中、医療費の抑制策として、健康維持や重篤化を防ぐ健診や指導など、保健事業と健康長寿の施策が大変重要との認識を強くいたしました。

次に、議案第9号平成30年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算についてですが、後期高齢者医療の保険料率は、医療費や被保険者数などに応じて2年ごとに見直されますが、ことし4月分から改訂され、試算によると、2.3%程度引き上げになります。

対象となる加入者が増加し、保険料がふえ、また一般会計の繰り入れを行っており、国保会計同様、医療費の上昇を抑えるように、健康教室などの取り組みによる削減が必要と認識しました。

次に、議案第10号平成30年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は、最終の償還が住宅新築資金で平成32年3月まで、宅地取得資金で平成31年3月までとなっています。

主に償還の進捗状況について質疑が出されました。滞納額が約622万円、4件、実質3名ということでありすけれども、電話の督促、訪問、催告書の送付などを行いながら、きちんと分納誓約が守られるように対応するとの説明を受けております。時効については、私債権で10年と定められており、また、時効で権利が消滅しないように証人を得るなどとして、分納誓約を結んでいるとのことでもあります。

委員からは、滞納が残らないようにしっかりと取り組むよう意見が出されております。

以上、いずれの特別会計も、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。委員長に対する質疑を一括して受けます。

質疑のある方は、議案番号を言って質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第8号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第9号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第10号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

日程第17. 議案第11号

日程第18. 議案第12号

日程第19. 議案第13号

日程第20. 議案第14号

日程第21. 議案第15号

○議長（榎川 正男君） 日程第17、議案第11号平成30年度うきは市立自動車学校特別会計予算から、日程第21、議案第15号平成30年度うきは市浄化槽整備事業特別会計予算までは、総務産業常任委員会に付託をしておりましたので、一括して審査の経過及び結果について総務産業常任委員長の報告を求めます。7番、江藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、ただいま議題となっております、日程第17から21までの5議案につきまして一括して御報告を申し上げたいと思います。

まず、審査に当たりましては、市長公室長、所管課長、係長に出席を求め、歳入に係る費目の

趣旨、内容及び係数を精査し、歳出に当たりましては、具体的な執行計画及び費用対効果等について詳細にわたり審査を行ったところであります。

まず、議案第11号平成30年度うきは市立自動車学校特別会計予算では、指導員の育成についての計画が主な議論となったところであります。現在は有資格者を雇用しておりますが、今後、若手の育成に努めるということでございます。高齢者講習につきましては、申し込みが多いため、はがきが来らずすぐに予約を入れてほしいという説明でありました。また、閑散期についての質疑に対しましては、普通免許講習がないときに高齢者講習を行っているため、現在ではそういう支障は出ていないという御報告を受けております。

次に、議案第12号平成30年度うきは市簡易水道事業特別会計予算では、公会計への移行について質疑がなされております。現在の簡易水道事業は規模が小そうございまして、また、上水道計画をつくる予定もあるということでございまして、平成30年度から2カ年で移行していくとの説明でございました。歳入につきましては、滞納について質疑がございまして、過去の分納誓約を確認し分納が進んでいるため、平成29年度の徴収率はまだ確定いたしておりませんが、かなりよくなる見込みであるとの報告がなされたところであります。

次、議案第13号平成30年度うきは市下水道事業特別会計予算では、汚泥処理剤について質疑がなされました。現在使っている凝集剤が値段が高いため、試験的に安いものを導入したいということでございました。また、この件については本会議のほうで質疑もあっておりましたが、水分をできるだけ除去する新たなシステム開発もあるということも踏まえて議論がなされたところでございます。いずれにしても、汚泥につきましては、接続がふえていくのにあわせ汚泥量もふえるので、処理委託料も増額になるという説明もなされたところであります。いずれにしても、今後の新しいシステム等が確かなものであれば、非常に有効な措置であるというふうに思っております。

次に、議案第14号平成30年度うきは市農業集落排水事業特別会計予算では、繰り上げ償還が主な内容でもございました。本件につきましては、平成6年当時の起債利率が4.7%ほど高い利率であったこと等を踏まえ、昨年28年度決算で、当委員会の委員のほうから、これは一括して償還をしてはという提言もなされたことを受けて、今回、元金7,332万4,000円、利子1,048万8,000円を予算額として一括償還が計上されているところでございます。

このように、農業集落排水事業につきましては、一般会計からの繰り入れが多いことから、下水道事業に早期統合するよう要望する意見がなされて、附帯といたしておるところでございます。今のところ、平成47年までという県の話のようでございますが、そういうことではなくて、より現実的に対応をお願いしたいという附帯決議がなされております。

最後に、議案第15号平成30年度うきは市浄化槽整備事業特別会計予算では、市が設置した

浄化槽について、住居移転等で空き家になった家については把握しているのかという確認がなされたところでございますが、これは確認しているということで、清掃管理委託件数は、浮羽地区で385件、吉井地区で35件と、予備に2件ということでございました。これは、ちなみに報告をしておきたいと思えます。

以上、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わらせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は議案番号を言って質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。11番、大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） 議案第11号ですかね、自動車学校特別会計について、一つだけお尋ねしたいと思います。

今、本年度の事業として指導員の育成が上げられているということをお伺いしました。

うきは市立自動車学校は、全国でも珍しい、全国で4カ所だったですかね、公立の自動車学校として、市長もこれは維持していくんだと強い決意も述べられておられることは十分承知しております。ただ、ますますこれから進んでいく少子化ですよ、人口減、これで果たして独立採算性が保たれていくのかなというのが、私も一般市民として非常に関心があります。

そこで、自動車学校の運営について今後どういった展望を持っておられるのかということ、その1点だけ、議論がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 江藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） この自動車学校については、今、大越議員がおっしゃるとおりに、このまま直営でやっていくということを市長が決意されて、もう3年目になるんですかね。校長もかわられまして、今、高木校長も若い思いで熱心に経営をやっておられます。

いつもその問題を中心に議論を当然ながら予算決算にかかわらずしております。何といたっても少子化の問題がまず根底的にありますと同時に、今維持していくなら、もう高齢者講習だけでやっていくような事業体ではなかなか展望が開けないというものもありますし、指導者の育成についても、やはりこの資格を取る、非常に困難性があるように確認しております。茨城の資格取得もなかなか容易でないということも十分聞いております。

そこで、これでこうだという話は当然できませんけれども、その辺は今度、条例が通れば厚生文教のほうの所管に変わっていきますけど、しっかりそれを受け継いでいただいて、厚生文教の皆さんでより専門的に校長ともしっかり議論をしていただいて、その点はしっかり論議すべきような重要な案件だという認識でございます。

この程度の回答でお許しをいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第11号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第12号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第13号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第14号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榊川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第15号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榊川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榊川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

## 日程第22. 請願第1号

○議長（榊川 正男君） 日程第22、請願第1号（仮称）新生涯学習センター建設に伴う発注についてを議題とします。

本案は厚生文教常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員長の報告を求めます。1番、岩淵厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（岩淵 和明君） それでは、ただいま議題となりました、請願第1号（仮称）新生涯学習センター建設に伴う発注については、厚生文教常任委員会にその審査を付託されていきましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、審査とその結果について報告をいたします。

請願書は、工事名、うきは市（新）生涯学習センター建設工事に対して、市内の建設業者だけによる共同企業体及び市内業者を含む共同企業体での発注をお願いし、地元事業者の振興に配慮して受注機会の確保ができるようにとの、うきは市建設業協同組合からの請願であります。

請願の審査については、議会運営委員会で確認された、全議員による連合審査を行いました。

請願の趣旨は、地元事業者の振興とあわせて、競争の確保と施工の確実性の3点を総合的に判断してもらうことも含まれているとの説明がありました。

連合審査では、建設費が高額になるが、地元の事業者で品質が確保できるのか、技術性が将来にわたり担保できるのか、市民の利益に合致するのか、類似の規模での実績はどうなっているかなど、多数の質疑、意見が出されました。



採決に当たり、この連合審査で出された質疑、意見を踏まえ、改めて請願趣旨を確認し、地元事業者の振興と育成を図ることは理解できることとあります。公共工事の契約に関しては、地方自治法や施行令によって基準が定められ、うきは市財務規則にも契約に関する必要な事項の定めがあり、各種の要綱が適正に運用されていることから、競争性の確保、品質確保と施工の確実性、地元事業者の振興を念頭に置いて入札条件を考えることは、市民の利益にもかなうものと思いません。

よって、請願は全会一致で採択することに決しました。

以上、厚生文教常任委員会からの報告といたします。

○議長（榎川 正男君） 報告が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより請願第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

---

### 日程第23. 陳情第2号（平成29年度継続審査分）

#### 日程第24. 陳情第2号

#### 日程第25. 陳情第3号

○議長（榎川 正男君） 日程第23、陳情第2号（平成29年度継続審査分）うきは市議会基本条例第7条の見直し・改善等についてから、日程第25、陳情第3号うきは市議会基本条例第7条改正に際しての改正（提案）理由の説明・公表の履行については、議会運営委員会に付託していただきましたので、一括して、審査の経過及び結果について、議会運営委員長の報告を求めます。8番、伊藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（伊藤 善康君） ただいま議題となりました、陳情第2号（平成29年度継続審査分）うきは市議会基本条例第7条の見直し・改善等について、陳情第2号「うきは市議会基

本条例第7条に関する件」について、さらに、陳情第3号うきは市議会基本条例第7条改正に際しての改正（提案）理由の説明・公表の履行について、以上3件の陳情は、議会運営委員会に付託されましたので、議会運営委員会における審査の経緯及び結果について御報告をさせていただきます。

1、うきは市議会基本条例第7条の見直し・改善等について。

本件審査においては、議会基本条例第6条の規定により、陳情の趣旨説明を受けましたが、陳情の趣旨は以下のとおりでありました。

1、条例第7条改正前の第1項を削除し、説明責任を放棄していること。2つ目、議会報告会を行うことの責務から、任意事項に後退していること。3つ目が、最高規範の議会基本条例の趣旨に反して条例を改正していること。

議会運営委員会では、全議員に陳情の内容を周知し、個人意見の集約と十分な検討を行うため、継続審査にしていますが、その後、議会運営委員会で慎重に審査を行った結果、陳情の趣旨は願意妥当として趣旨採択することに決したものであります。

2、「うきは市議会基本条例第7条に関する件」について。

本件陳情は、さきの議会基本条例第7条の見直し・改善等についての陳情に続いて提出されたもので、審査時には、陳情代表者から趣旨説明を受けましたが、条例改廃の必要性及び重要性、正当性の認識、議会報告会の意義、後退内容の違和感及び市民への説明責任及び理解性、納得と反感など、前回提出された陳情と同じ内容の趣旨でありました。

議会運営委員会では、趣旨の説明時に提起された問題点、疑問点について詳細について審査を実施しましたが、議会基本条例第27条に、見直し手続について、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかにこの条例の目的が達成されているか検討するものとする規定されております。その一般選挙が来月実施されます。見直しは、新たに選出されます議会にゆだねて、陳情の趣旨は願意妥当として、全会一致により趣旨採択と決しました。

3、うきは市議会基本条例第7条改正に際しての改正（提案）理由の説明・公表の履行について。

本件陳情は、昨年9月に開会された議会で議会基本条例第7条を改正しましたが、条例第27条第4項に、この条例を改正する場合は、全議員の賛同する改正案であっても、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならないと規定されていますが、それが現在まで説明されていないので、改めて条例改正の理由を市民に対して説明し、公表するよう求めているものであります。

本委員会の審査では、陳情者から陳情の趣旨の説明を受けましたが、議会基本条例の改正理由及び背景は詳しく説明をしていなかったことを認め、願意妥当として、全会一致により趣旨採択とすることに決しました。

そこで、この場をおかりし、改めて議会基本条例第7条の改正理由及び背景について説明をいたします。

うきは市議会基本条例は、平成25年第1回議会の平成25年3月26日本会議において可決されたもので、平成25年4月に初めて議会報告会を市内11会場で実施しましたが、一番苦慮したのは意見交換で、市民の意見が事前に把握できず回答が不十分だったこと、2番目は、議会には集客力が弱く人集めができないなどの難題に直面しました。平成28年の議会報告会は、自治協議会にあらかじめ意見の集約を要請し、議会報告会の開催期日までゆだねましたが、ある報告会場で議員の不参加に異議が出され、紛糾しました。その後、平成29年、議会報告会の開催を協議しましたが、前年の議会報告会の市民の批判に対し、議会報告会の開催に反対する意見も出たことから、「議会報告会を行うものとする」と規定しているが、「行うことができる」に条例を改正すべきとの意見が多数に至りました。

平成25年3月26日、発議第1号議会基本条例の制定については、議員の全会一致による賛成により可決されましたが、賛成された当時の議員のうち任期満了により6名が辞任され、10名の議員は在任されていますが、議案を可決された当時と心境が変化し、議会報告会に反対する意見が出たことから、「議会報告会を行うものとする」を削除する改正案が多数を占め、議会改革特別委員会で可決されました。

議会は多数決により決することが原則であり、当初は6月開催の議会に改正案を提案してほしいとの要求でありましたが、8月までは議会報告会開催が予定されていたので、本年度の議会報告会が終了するまで議員発議の提案を延期し、平成29年9月開催の市議会に改正案を提出した次第で、提案理由としては、議会改革特別委員会において協議を重ねた結果、条例制定時点からの状況変化を鑑み、今後は意見及び交換の場として必要に応じて実施していくとの結論に至りました。

以上、議会基本条例の改正理由及び背景について詳しく説明を述べ、陳情に対する要求にお応えし、公表につきましては、この場で改正しました理由を述べることで、会議録及び市議会だよりに掲載をもって行いたいと思います。

以上、陳情3件の趣旨採択理由の審査経緯及び結果の報告といたします。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は、陳情番号を言って質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより、陳情第2号（平成29年度継続審査分）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は趣旨採択です。本案を委員長の報告のとおり趣旨採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号（平成29年継続審査分）は委員長の報告のとおり趣旨採択することに決しました。

次に、陳情第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は趣旨採択です。本案を委員長の報告のとおり趣旨採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は委員長の報告のとおり趣旨採択することに決しました。

次に、陳情第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は趣旨採択です。本案を委員長の報告のとおり趣旨採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第3号は委員長の報告のとおり趣旨採択することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。10時40分より再開します。

午前10時29分休憩

.....  
午前10時40分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

---

## 日程第26. 追加議案上程

○議長（榑川 正男君） 日程第26、追加議案の上程を行います。発議第1号1件、意見第1号から意見第2号まで2件を上程します。

---

### 日程第27. 発議第1号

○議長（榑川 正男君） 日程第27、発議第1号うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

局長に議案の朗読をさせます。局長。

○事務局長（熊懐 洋一君） それでは、別に配付をしております発議第1号をごらんいただきたいと思います。

発議第1号うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条の規定により別紙のとおり提出する。平成30年3月20日、うきは市議会議長榑川正男様。提出者、うきは市議会議員三園三次郎、賛成者、うきは市議会議員伊藤善康、同江藤芳光、同上野恭子、同佐藤湛陽、同岩淵和明。

次です。読み上げて報告します。

うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例。

うきは市議会委員会条例（平成17年うきは市条例第190号）の一部を次のように改正する。第2条第1号中「8人」を「7人」に改め、「自動車学校の所管に関する事項」及び「他の委員会の所管に関しない事項」を削り、同条第2号中「男女共同参画推進室の所管に関する事項」の次に「自動車学校の所管に関する事項」及び「他の委員会の所管に関しない事項」を加える。

附則、この条例は、平成30年5月1日から施行する。

以上です。

○議長（榑川 正男君） 朗読が終わりました。

提出者から提案理由の説明を求めます。13番、三園三次郎議員。

○議員（13番 三園三次郎君） ただいま議題となりました、発議第1号うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

今回の改正は、平成29年6月19日に可決されました発議第1号うきは市議会議員定数条例改正により、議員定数が15人から14人に削減されたことに伴い、うきは市議会委員会条例の総務産業常任委員会の委員定数及びその所管事項の一部改正をするものであります。

平成22年4月までは、議会の委員会は3委員会で構成されていましたが、議員定数の削減により、産業建設常任委員会を総務常任委員会に統合し、総務産業常任委員会に改称され、委員定数が8人と規定されてありますが、今回の改正で委員数を7人に削減するものであります。

所管事項については、平成28年9月に議会で設置されました議会改革特別委員会において、常任委員会所管について検討、協議した結果、来月に実施される市議会議員改選後の新たな議会から「自動車学校の所管に関する事項」及び「他の委員会の所管に関しない事項」を総務産業常任委員会から厚生文教常任委員会へ変更するものであります。

以上、うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し述べ、皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

三園議員、自席へお戻りください。

お諮りします。発議第1号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は可決することに決しました。

---

### 日程第28. 意見第1号

○議長（榎川 正男君） 日程第28、意見第1号慎重な憲法論議を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

局長に朗読をさせます。

なお、意見書（案）の朗読は省略します。局長。

○事務局長（熊懐 洋一君） それでは、お配りしております意見書第1号のほうをごらんいただきたいと思います。

意見第1号慎重な憲法論議を求める意見書(案)の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、うきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成30年3月20日、うきは市議会議長、櫛川正男様。提出者、うきは市議会議員、大越秀男、賛成者、うきは市議会議員、岩淵和明。

宛先のほうは、衆議院議長、参議院議長、衆議院憲法審査会長、参議院憲法審査会長。

以上です。

○議長(櫛川 正男君) 朗読が終わりました。

提出者から趣旨の説明を求めます。11番、大越秀男議員。

○議員(11番 大越 秀男君) 意見書の提出について、その趣旨の説明をいたします。

その前に、前もって議員各位にお配りしておりました意見書(案)について、文言の訂正箇所がありましたので、現在は訂正した分を再度配付させていただいておりますが、上から2行目の「3分の2」というところが、ちょっとパソコンでの変換間違いが生じておりました。それから、4行目の「期待」する」となっておりましたが、「期待する」と訂正をさせていただいております。よろしく願いいたします。

それでは、意見書について、その趣旨の説明をいたします。

ただいま議題となりました、慎重な憲法論議を求める意見書について説明をいたします。

日本は、戦後70年以上にわたって戦争による犠牲者を一人も出していない事実は、世界の宝とも言われるほど象徴的な戦力不保持と不戦をうたった平和憲法を持っているからこそと思います。憲法が果たす最大の目的と役目は、その99条に規定してあるとおり、国民を時の権力者による恣意的な権力運用の思惑から守ることであると思います。

憲法改正は本来、国民の側からの機運や要望を受けて国会で審議し、衆参両院の3分の2以上の賛成により、初めてその手続が可能になります。しかも、その後に国民投票で過半数の賛成がなければ改正はできない仕組みになっていることからもわかるとおり、あくまでも憲法改正は主役である国民の発議でなければなりません。今の憲法改正の動きは、その手順が全く逆になっており、平和が長年にわたって守られてきた日本という平和国家と国民にとって、大きな岐路に立たされていると言っても過言ではありません。

以上の理由により、憲法改正の議論は慎重にも慎重を重ね、あくまでも主役は国民であるという思いと、うきは市ゆかりの佐藤達夫氏の精神、この憲法素案にかかわった方と伺っておりますが、そのような思いを国会に伝えるためにも、意見書を提出したいと思っておりますので、議員各位の御理解と御賛同をよろしく願いいたします。

以上です。

○議長(櫛川 正男君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

大越議員、自席へお戻りください。

お諮りします。意見第1号については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。9番、諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 慎重な憲法論議を求める意見書の提出については反対です。

なぜなら、政府も憲法改正に関する論議については、慎重にかつ丁寧な論議を行うものと考えております。日本国憲法第96条では、憲法改正の手続については、国会で衆参各議員の総議員の3分の2以上の賛成を得た後、国民投票によって過半数の賛成を必要とすると定められておりますので、これにのっとり粛々と進められるものと信じているからであります。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 次に、賛成討論を許します。12番、高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） 確かに、3月15日に自民党議員全員による改憲意見の集約もなされております。しかし、その中でも、この9条の2項の削除と維持について意見がまとまらず、今後またそういう審議をするということにはなっております。

慎重審議をしていただくとは思いますが、新聞によりますと、この維持か削除かの議論も深まっておらず、首相の案ありきの方向であるという見方もなされております。それもさることながら、私は、うきは市の立場で、ぜひ賛成をしたいと思っております。

それは、国も明治150年ということで、いろんなイベントを予定しておりますが、市においても、うきは市から出たいろんな著名人、そういった方を紹介したいということで、シンポジウムとか、そういう案も出ております。その中で、日本の基盤、基礎といいますか、そういうものを築いた日本国憲法に携わった方が、このうきは市から出たと。佐藤達夫さんですね、市長はたびたびおっしゃいます。そういう日本国憲法の根幹に携わった方がこのうきは市におられたという、このすばらしいことをある意味PRするためにも、ぜひこの先人の意志をうきは市はしっかり受けとめているという、そういうPRといいますか、そういう趣旨は出すべきだと思いますので、慎重審議を、変えるとか変えろという意味ではありません、うきは市の人がつくった、かかわったすばらしい憲法は、しっかり審議してくれということをさらに強めるために、そ



して、そういう方がうきは市にいたんだということをPRするためにも、私は、うきは市からこういう意見書を出すべきだと思いますので、賛成いたします。

○議長（櫛川 正男君） 次に、反対討論を許します。14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 現在、国会において憲法改正については国民投票にも値し、議論の重要案件であります。しかしながら、一地方市議会として意見書を提出することには、ちょっといかがかと存じます。

よって、それゆえ提出には反対いたします。

○議長（櫛川 正男君） 次に、賛成討論を許します。賛成討論ありませんか。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 慎重審議を賛成する立場から討論します。

まず、一つは、憲法との関係でいいますと、憲法の第15条には、公務員が公正・公平な態度を求められるという条文があります。それから、第99条には、その中で、特に国務大臣、国会議員や裁判官その他については、憲法を尊重して擁護する義務を負うというふうに書かれているという点であります。そういう点では、今の憲法の改正の動きについては、やはり国民主体という形で考えるのが妥当ではないかなというふうに思います。

それから、2点目に、この間、日本が憲法を制定して以来70年余にわたって、戦争に参加せず戦闘行為をしなかったこと、そういうことについて、誇りを持つことはあっても、自衛隊が他の国民を殺傷しない、そういうのは、憲法があるからではないかというふうに理解しております。そういう点からも、慎重には慎重を重ねながら議論を進めていくということは必要なことではないかというふうに思い、賛成いたします。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 次に反対討論を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） ないようですので、これで討論を終わります。

本案については、起立により採決を行います。意見第1号について、本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫛川 正男君） 7人でございますので、本案に反対議員の起立を求めます。

〔反対者起立〕

○議長（櫛川 正男君） 同数により、議長の判断になりますけれども、議長としては、やはり全会一致が基本でございます。本当に半分半分という、反対者が半分、賛成者が半分ということで、まだ時期尚早ということから、議長としては反対をいたします。

したがって、意見第1号については否決することに決しました。

---

## 日程第29. 意見第2号

○議長（櫛川 正男君） 日程第29、意見第2号労働者の声を踏まえた真の「働き方改革」の実現を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

局長に朗読をさせます。

なお、意見書（案）の朗読は省略します。局長。

○事務局長（熊懐 洋一君） それでは、お手元に配付しております意見第2号をごらんいただきたいと思います。

意見第2号労働者の声を踏まえた真の「働き方改革」の実現を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、うきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成30年3月20日、うきは市議会議長、櫛川正男様。提出者、うきは市議会議員、大越秀男、賛成者、うきは市議会議員、岩淵和明。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、働き方改革担当大臣。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 朗読が終わりました。

提出者から趣旨の説明を求めます。11番、大越秀男議員。

○議員（11番 大越 秀男君） ただいま議題となりました、労働者の声を踏まえた真の「働き方改革」の実現を求める意見書について、説明をいたします。

政府は、働き方改革の名のもとに、労働基準法や労働安全衛生法など多岐にわたる8つの法案を一本化させ、関連法案として提出成立を目指していますが、本来、関連はしていても、それぞれに労働者の健康や生活を守ることを大切にしたい目的のもとにつくられた法律ですが、今回の法案は、余りにも使用者側の視点に立ったもので、特に、高度プロフェッショナル制度など、残業代ゼロ法案と言っても過言ではなく、全ての労働者が訴えているワーク・ライフ・バランスの視点からはほど遠いものとなっています。

労働者の声を踏まえた真の働き方改革を実現するためには、全ての労働者を対象とする、労働時間の量的規制や休息时间規制など、長時間労働抑止策を法的強制力の形で導入すべきであると考え、政府に意見書を提出したいと思いますので、議員各位の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

大越議員、自席へお戻りください。

お諮りします。意見第2号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） それでは、反対討論を行います。

なぜ反対かということになりますが、この趣旨についてはほぼ理解をいたしておるところでございます。この趣旨にも反対ということではありません。

ただ、先ほどの憲法の改正についても、これは慎重じゃなくて、逆に大いに議論すべきだという趣旨の思いでの反対でございました。今回についても、私が言いたいのは、前も申し上げましたけど、ぽんとかういうところで一部の政党のあれで出すということじゃなくて、自由討議の場を議会基本条例の中であれだけ明確にうたいながら、その中で議論はゼロであって、こういう場にぽんと出されるというやり方に対して、基本的にはございますので、そのことを是正していただくことをぜひ切にお願いして、今回は反対をさせていただきます。

○議長（榎川 正男君） 次に、賛成討論を許します。賛成はありますか。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 今、反対討論いただいた方との関係でもそうです。なかなかわかりにくい法案であることは確かだというふうに理解しております。そのわかりにくい一番大きな点が、この法案自体が8本の法改正を伴う、しかも、その中身が、本来であれば、それぞれ一つ一つ審議しなければならない中身を一括しているというところに無理があるというふうにまず思います。

そういう意味では、この請願の趣旨の一番後ろのほうに書いてあるように、4項目めに書いてあるように、複数法案を一括でという点がやっぱり一番大きいかなというふうに思います。なかなかわかりにくいという点が1点。

それから、もう一つは、働き方改革の中で中心的に議論されているのが生産性の向上ということで、実を言うと、この生産性というのは、経済政策の一つであるはずであります。働き方改革というのは労働問題だというふうに思います。その問題が一緒くたになっているということが、やっぱり一番大きいのかなというふうに思います。

今回の法案、確かに上限規制の問題、パート法とか労働契約法、派遣法等の改正等も含まれているので、経営側にとっては厳しいところもあるというふうに思いますけれども、ただ、本来、労働者との関係できちんと議論を進めなければならない法案であったというふうに思います。

そういう意味でも、改めて今、国会で審議されておりますけれども、資料の誤りとかというのも含めてありましたので、そういう点から、今回の意見書については賛成していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 次に、反対討論を許します。反対はありませんか。4番、中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） この問題につきましては、過労死の問題が大きく取り上げられまして、いろいろ検討がなされておるといことでございますが、労働者側だけじゃなくて、やっぱり企業と一体となったことで進まなきゃならないというふうに私は考えます。

先ほど7番議員が言いましたように、全体的な討議の場なんかでもう少し議論をするということでない、いつかもそうでしたけれども、ただぼんとこの議会の中で出てくるというようなことは、私はよくないというふうに思いますので、そういった意味で、この意見につきましては反対をいたします。

○議長（榎川 正男君） 次に、賛成討論を許します。賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） ないようでしたら、これで討論を終わります。

本案については、起立により採決をいたします。本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（榎川 正男君） 起立少数です。したがって、意見第1号については否決することに決しました。

---

### 日程第30. 諸報告

○議長（榎川 正男君） 日程第30、諸報告を行います。

議員のみ配付しております、市外からの陳情はお手元に配付のとおりとなっております。ごらんいただきますようお願いいたします。

---

○議長（榎川 正男君） 以上で全ての議案の審議が終了しました。

お諮りします。本会議において議決されました案件で、条項、字句、数字その他の整理が必要を要するものにつきましては、会議規則第45条により、その処理を議長に委任していただきました

いと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。よって、議決された案件で条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任していただくことに決しました。

ここで市長から挨拶の申し出がっておりますので、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議長のお許しをいただきましたので、平成30年第1回市議会定例会閉会に当たりまして、一言お礼と御挨拶を申し上げます。

3月2日から本日までの19日間開会いたしました、第1回うきは市議会定例会におきまして、平成30年度当初予算案を初め、条例その他各重要案件につきまして、議員の皆様には本会議並びに各委員会を通じて、連日慎重に御審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。おかげをもちまして、全議案御議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。

御審議の際にいただきました御意見、御提言につきましては、十分これを尊重し検討いたしまして、今後の市政運営に当たり、心して努めたいと存じます。

さて、御在任中、幾多の御功績を残されました議員の皆様の任期も、いよいよ間近に迫りました。皆様と議場でお目にかかることも、恐らく本日をもって今任期中最後になるのではないかと思います。引き続き市議会議員に立候補される方、また、この際、後進に道を譲られる方もあるように伺っております。引き続き立候補される方々におかれましては、御健闘いただき、明るく正しい選挙運動のもとに、再び議場でお目にかかれますようお願いを申し上げます。また、勇退される方におかれましては、市議会議員の議席を離れましても、御在任中と変わることなく、市政に対し、これからも御指導、お力添えを賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして、本当に簡単ではございますが、私のお礼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

ここで、3月末をもって退職する管理職を紹介させていただきます。

まず、市長公室長の石井好貴でございます。

○市長公室長（石井 好貴君） 大変お世話になりました。いろいろとありがとうございました。

○市長（高木 典雄君） 続きまして、議会事務局長の熊懐洋一でございます。

○事務局長（熊懐 洋一君） 大変お世話になりました。ありがとうございました。

○市長（高木 典雄君） 続きまして、市民生活課長兼人権・同和対策室長の安元正徳でございます。

○市民生活課長兼人権・同和対策室長（安元 正徳君） お世話になりました。

○市長（高木 典雄君） 続きまして、水資源対策室長の高木新一郎でございます。

○水資源対策室長（高木新一郎君） 大変お世話になりました。

○市長（高木 典雄君） 続きまして、浮羽市民課長の山田昭紀でございます。

○浮羽市民課長（山田 昭紀君） 市議会を通していろいろ勉強させていただきました。どうもお世話になりました。

○市長（高木 典雄君） 次に、会計課長の田邊敏文でございます。

○会計管理者（田邊 敏文君） 大変お世話になりました。

○市長（高木 典雄君） 以上、6名が退職をいたします。今まで大変お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 6月定例会の開会日は6月15日金曜日、開会予定といたしておりますので、報告をしておきます。

これをもちまして、平成30年第1回うきは市議会定例会を閉会いたします。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前11時15分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 櫛 川 正 男

署名議員 諫 山 茂 樹

署名議員 岩 佐 達 郎